

○鎌倉市情報公開条例施行規則

平成13年12月10日

規則第6号

改正 平成17年3月31日規則32
平成18年3月31日規則48
平成20年12月1日規則16
平成22年3月29日規則33
平成24年9月27日規則17
平成25年4月1日規則3
平成26年3月31日規則41
平成28年3月31日規則58

鎌倉市情報公開条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が保有する行政文書に係る鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書公開請求書の記載事項等)

第2条 条例第5条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、条例第14条第2項に規定する方法のうち、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をする者が求める公開の方法とする。

2 条例第5条第1項に規定する公開請求書は、行政文書公開請求書(第1号様式)とする。

(公開決定等の通知)

第3条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を公開する旨の通知 行政文書公開決定通知書(第2号様式)
- (2) 行政文書の一部を公開する旨の通知 行政文書一部公開決定通知書(第3号様式)
- (3) 行政文書の全部を公開しない旨の通知 行政文書全部非公開決定通知書(第4号様式)
- (4) 行政文書の存否に関する情報について当該公開請求を拒否する旨の通知 行政文書存否応答拒否決定通知書(第5号様式)
- (5) 行政文書を保有していない旨の通知 行政文書不存在決定通知書(第6号様式)

(公開決定等の期間延長等の通知)

第4条 条例第11条第3項の規定による通知は、行政文書公開決定等期間延長通知書(第7号様式)により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、行政文書公開決定等期間特例延長通知書(第8号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第5条 条例第13条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項については、同条第2項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第13条第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書(第9号様式)により行うものとする。

3 条例第13条第3項(条例第19条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、行政文書公開通知書(第10号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の公開方法)

第6条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が相当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付
(行政文書の閲覧又は視聴の実施)

第7条 条例第14条第2項及び第3項の規定による行政文書(行政文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びに再生機器により再生したものを含む。以下同じ。)の閲覧又は視聴は、市長が指定する日時及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対しては、行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(行政文書の写しの作成等)

第8条 行政文書又は条例第23条第1項の規定による意見書若しくは資料の写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

2 条例第16条第2項に規定する費用は、前納とする。

(諮問の実施)

第9条 条例第17条の規定による諮問は、書面で行うものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行政文書公開請求書及び第3条に規定する通知書の写し
- (2) 行政不服審査法第41条第3項の事件記録の写し
- (3) その他審査会が必要と認める書類
(諮問をした旨の通知)

第10条 条例第18条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第11号様式）により行うものとする。

(意見書等の提出)

第11条 条例第21条第3項若しくは第4項又は第22条の2の規定による意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の提出は、正本及び当該意見書等を送付すべき審査請求人等の数に相当する通数の副本により行わなければならない。

(審査会提出資料等の閲覧)

第12条 条例第23条第2項の規定による意見書又は資料の閲覧の請求は、情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書（第12号様式）により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により当該請求をした者に通知するものとする。

- (1) 請求の全部を認める場合 情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧承諾通知書（第13号様式）
- (2) 請求の一部を認める場合 情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書（第14号様式）
- (3) 請求の全部を拒む場合 情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧全部不承諾通知書（第15号様式）

(検索資料)

第13条 条例第28条第3項の行政文書の検索に必要な資料は、行政文書目録その他市長が定めるものとし、情報公開についての事務を主管する課等に備え置くものとする。

(出資法人等)

第14条 条例第30条第1項に規定する出資法人等は、次のとおりとする。

名称	所在地
公益財団法人鎌倉風致保存会	鎌倉市扇ガ谷四丁目29番1号
公益財団法人鎌倉市公園協会	同 山崎1667番地
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団	同 長谷一丁目5番3号

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(公文書公開条例施行規則の廃止)

- 2 鎌倉市公文書公開条例施行規則（平成5年10月規則第16号）は、廃止する。

付 則（平成17年 3 月31日規則32）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成18年 3 月31日規則48）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成20年12月 1 日規則16）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年 3 月29日規則33）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 9 月27日規則17）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年 4 月 1 日規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年 3 月31日規則41）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年 3 月31日規則58）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第2条)

行政文書公開請求書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住所.....	
氏名.....	
電話番号.....() (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
次のとおり鎌倉市情報公開条例第5条第1項の規定により請求します。	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
請求する行政文書の内容	(行政文書を特定できるように具体的に記入してください。)

(注) 各欄に必要事項を記入するとともに該当する番号を○で囲んでください。

第2号様式(第3条)

行政文書公開決定通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印 (事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開する行政文書の内容	
公開の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 時までの間に(午後)にお越しください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

(注) 行政文書の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

問合せ先

電話 () 内線

第3号様式(第3条)

行政文書一部公開決定通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印 (事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公	
公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開請求に係る行政文書の内容	
公開しない部分の概要及び理由	(概要) 鎌倉市情報公開条例第6条第 号該当 (理由) ※ 公開しない部分のうち については、 年 月 日以後に改めて請求してください。
公開の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 時までの間 午後 に()にお越しください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

- (注) 1 行政文書の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 ※は、公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。
- 3 この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線

第4号様式(第3条)

行政文書全部非公開決定通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
(事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり非公開とします。	
公開請求に係る行政文書の内容	
非公開とする理由	<p>鎌倉市情報公開条例第6条第 号該当 (理 由)</p> <p>※ 公開しない部分のうち については、 年 月 日以後に改めて請求してください。</p>

- (注) 1 ※は、公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。
- 2 この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線

第5号様式(第3条)

行政文書存否応答拒否決定通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
(事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり存否応答を拒否します。	
公開請求に係る行政文書の内容	
存否の応答を拒否する理由	鎌倉市情報公開条例第9条に該当 (公開請求のありました行政文書は、仮に存在するとしても非公開情報第 号に該当し、非公開となるものです。)

(注) この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。


ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線

第6号様式(第3条)

行政文書不存在決定通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 	
(事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次の理由により存在しませんので通知します。	
公開請求に係る行政文書の内容	
行政文書が存在しない理由	

(注) この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線

第7号様式(第4条)

行政文書公開決定等期間延長通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印 (事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、鎌倉市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の決定期間を延長します。なお、公開決定等を行ったときは通知します。	
公開請求に係る公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開請求に係る行政文書の内容	
決定期間を延長する理由	
延長後の公開決定等を行う期限	年 月 日

問合せ先

電話 () 内線

第8号様式(第4条)

行政文書公開決定等期間特例延長通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印 (事務担当)	
年 月 日に公開請求のありました行政文書については、鎌倉市情報公開条例第12条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に行政文書の相当の部分について公開決定等を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に公開決定等を行いますので、次のとおり通知します。 なお、残りの行政文書について公開決定等を行ったときは、通知します。	
公開請求に係る公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開請求に係る行政文書の内容	
60日以内に行政文書のすべてについて公開決定等を行うことができない理由	
行政文書の相当の部分について公開決定等を行う期限	年 月 日
残りの行政文書について公開決定等を行う期限	年 月 日

問合せ先

電話 () 内線

第9号様式(第5条)

意見書提出機会付与通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様 鎌倉市長 印 (事務担当)	
鎌倉市では、保有している行政文書についての公開をするため、鎌倉市情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、鎌倉市情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありました。この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第13条第1項(第2項)の規定により、次のとおり通知します。	
公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開請求があった日	年 月 日
条例第13条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	鎌倉市情報公開条例第13条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	所在地 郵便番号 部 課 担当 電話番号 内線

問合せ先

電話 () 内線

行政文書公開通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
(事務担当)	
あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、鎌倉市情報公開条例第13条第3項(第19条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり通知します。	
公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日

(注) この通知(鎌倉市情報公開条例第13条第3項の規定によるものに限る。)の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線

第 11 号様式(第 10 条)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
(事務担当)	
<p>行政文書の公開請求に係る公開決定等に対する審査請求について、鎌倉市情報公開条例第17条の規定により鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第18条の規定により、次のとおり通知します。</p>	
公開決定等に係る行政文書の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日

問合せ先

電話 () 内線

第 12 号様式(第 12 条)

情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書

年 月 日	
(あて先)鎌倉市長	
住 所.....	
氏 名.....	
電話番号.....(.....).....	
(法人その他の団体にあつて は、名称及び代表者の氏名)	
鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会に提出された資料(意見書)について、鎌倉市情報公開条例第23条第1項の規定により、次のとおり請求します。	
請求に係る資料 (意見書)の内容	(請求に係る特定の資料(意見書)が分かるように、資料(意見書)の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。)

問合せ先

電話 () 内線

第 13 号様式(第 12 条)

情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧承諾通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
(事務担当)	
年 月 日に請求のありました資料(意見書)の閲覧については、次のとおり承諾します。	
請求に係る資料 (意見書)の内容	
閲覧の日時及び 場所	年 月 日 午前 時から 時までの間に(午後)にお越してください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当までご連絡ください。

(注)1 資料(意見書)の閲覧の際には、この通知書を提示してください。

2 「閲覧の日時及び場所」の欄は、資料(意見書)の閲覧にお越しいただく場合に記入してあります。

問合せ先

電話 () 内線

第 14 号様式(第 12 条)

情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印 (事務担当)	
年 月 日に請求のありました資料(意見書)の閲覧については、次のとおり承諾します。ただし、当該資料(意見書)には、閲覧をすることができない部分が一部あることをご了承ください。	
請求に係る資料 (意見書)の内容	
閲覧をすることができない部分の概要及び理由	(閲覧をすることができない部分の概要) (理 由)
閲覧の日時及び場所	年 月 日 午前 時から 時までの間 午後 時 に()にお越しく下さい。 なお、当日ご都合の悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当までご連絡ください。

- (注) 1 資料(意見書)の閲覧の際には、この通知書を提示してください。
- 2 「閲覧(写しの交付)の日時及び場所」の欄は、資料(意見書)の閲覧にお越しいただく場合に記入してあります。
- 3 この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。
- なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線

第 15 号様式(第 12 条)

情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧全部不承諾通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印 (事務担当)	
年 月 日に請求のありました資料(意見書)については、次のとおり閲覧を不承諾とします。	
請求に係る資料 (意見書)の内容	
閲覧を不承諾と する理由	

(注) この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

電話 () 内線